十九、株式会社いせやに対する件

昭和四十六年（排）第十九号

排除命令

群馬県伊勢崎市本町十一番三号
株式会社　いせや
右代表者　代表取締役　土屋嘉雄

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社いせやは、昭和四十五年十一月二十七日および二十八日の二日間に、一般消費者を対象に、「ゴルフボールのつかみ取り」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項および第三項の規定に違反したものである旨ならびに今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、その販売する商品について懸賞により景品類を提供する場合

(一)　景品類の価額の最高額が、(ア)取引価額が五万円未満のときは、一万円または取引価額の二十倍のうちいずれか低い額

(イ)取引価額が五万円以上十万円未満のときは、三万円、(ロ)取引価額が十万円以上のときは、五万円をこえるもの

(二)　景品類の価額の総額が、当該懸賞に係る取引の予定総額の百分の二をこえるもの

を提供してはならない。

三　同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社いせやは、肩書地に事務所を置き、衣料品、雑貨等の小売業を営む事業者である。

株式会社いせやは、埼玉県本庄市本町四千十八番地所在の同社本庄店において、「ゴルフボールのつかみ取り」と称し、昭和四十五年十一月二十七日および二十八日の二日間に、五百円以上買上げた者に対し、その領収書を提示させて、箱の中に入ったゴルフボールをつかみ出させ、つかみ出したゴルフボールの数が十個のときはホンダＺＧＴ（四十六万円相当）、九個のときは自転車（九千八百円相当）、八個のときは石油ストーブ（四千五百円相当）その他つかみ出したゴルフボールの数に応じて景品類（総額約五十万円相当）を提供することを企画し、この企画を実施した。

しかるに、当該懸賞に係る取引の価額は、五百円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、一万円である。よって、前記景品類中、ホンダＺＧＴの価額は、この制限をこえるものである。また、当該懸賞に係る取引の予定総額は、四百万円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の総額は、八万円である。よって、前記景品類の総額は、この制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、株式会社いせやの行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項および第三項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十六年三月二十六日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕

委員　有賀美智子

委員　柿沼幸一郎

委員　橋本徳男